一、工場主ハ平素職工從業ノ便宜ヲ圖ルヘシ
一、工場主ハ常ニ機械設備ノ改善ヲ促シ以テ[illegible]ノ價格ノ[illegible]
以テ製品ノ品質ヲ[illegible]價格ノ毎十年[illegible]値上スヘシ
ス。
但綿糸[illegible]組合ニ於テハ一寸目ニ一寸五分目ニ對シ一寸値上スヘシ
一、職工ノ契約勞働ニ對スル賃銀支拂契約ノ規則ヲ[illegible]スヘシ
一、工場主ハ[illegible]上[illegible]給料並ニ賞與勤務[illegible]ノ規定
發表スヘシ
一、使傭保險規約ヲ定メ之ヲ實行スヘシ
但シ工場法適用以前ノ期間ニ就テハ工場主全額之ヲ負擔
スヘシ
一、從業員ノ臨時[illegible]排斥ノ規定ヲ撤回スヘシ
一、工場主ハ[illegible]ノ從業員ニ此際金十[illegible]ノ値上スヘシ

第三条、
① 保津川遊船株式會社 一 一、二〇
所在地 京都府南桑田郡保津村字保津
労働者 一五〇名
加入者 全員
争議經過
會社ハ明治四十年ノ創立ニ係リ現在船數一三、船夫一五〇名ニシテ
保津川下リノ遊船營業ヲ經營シ來リタル[illegible]處[illegible]
船夫ノ賃銀ハ[illegible]會社[illegible]地内[illegible]地内[illegible]ニ歸
ノ[illegible]、同盟罷業ヲ計リタリ。
要求事項
一、船夫側ノ利益ハ利益ノ配當ヲ保障スヘキコト。